



県章

三重県公報

平成13年3月30日(金)

号外

目次

人事委規則

- 三重県人事委員会規則6-7（職員の再任用に関する規則）……………（人事委員会） 1
- 三重県人事委員会規則6-8（新たな再任用制度の実施に伴う関係人事委員会規則の整備に関する人事委員会規則）……………（同） 2

**人事委
教育委規則**

- 新たな再任用制度の実施に伴う関係規則の整備に関する規則……………（人事委員会
教育委員会） 4

人事委告示

- 職員の選考の実施に関する権限の一部委任の一部改正……………（人事委員会） 9

訓令

- 職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令……………（職員課） 10
- 三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令……………（同） 11

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の再任用に関する条例（平成十三年三重県条例第一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則六一七（職員の再任用に関する規則）をここに公布します。

平成十三年三月三十日

三重県人事委員会委員長 古 市 直 巳

三重県人事委員会規則六一七（職員の再任用に関する規則）

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の再任用に関する条例（平成十三年三重県条例第一号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（再任用の原則）

第二条 任命権者は、再任用（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下同じ）を行うに当たっては、法第十三条に定める平等取扱いの原則及び法第十五条に定める任用の根本基準に違反してはならない。

2 任命権者は、職員が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第五十六条に規定する事由を理由として再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

（人事異動通知書の交付）

第三条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に対し、人事異動通知書を交付するものとする。ただし、第四号に該当する場合において、人事異動通知書の交付によらないことを適当と任命権者が認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもつて当該人事異動通知書の交付に代えることができる。

- 一 再任用を行う場合
- 二 再任用の任期を更新する場合
- 三 再任用された職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合
- 四 再任用の任期の満了により退職する場合

（報告）

第四条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年度における再任用及び再任用の任期の更新の状況を人事委員会

に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、新たな再任用制度の実施に伴う関係条例の整備に関する条例に基づき、三重県人事委員会規則六・八（新たな再任用制度の実施に伴う関係人事委員会規則の整備に関する人事委員会規則）をここに公布します。

平成十三年三月三十日

三重県人事委員会委員長 古 市 直 巳

三重県人事委員会規則六・八（新たな再任用制度の実施に伴う関係人事委員会規則の整備に関する人事委員会規則）

（職員の給与の支給に関する規則の一部改正）

第一条 三重県人事委員会規則七・二（職員の給与の支給に関する規則）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第二項中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に改める。

第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（再任用短時間勤務職員の給料月額の端数計算）

第十七条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員について条例第八条の二第二項に規定する給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

（職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第二条 三重県人事委員会規則七・四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「第一号」の下に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する月額手当の額は、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を当該月額手当の額に乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（職員の通勤手当に関する規則の一部改正）

第三条 三重県人事委員会規則七・八（職員の通勤手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第七条の二」を「第七条の三」に改める。

第七条の二を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

（再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額）

第七条の二 条例第十三条第二項第二号の人事委員会規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数 が十回に満たない職員とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第四条 三重県人事委員会規則七・一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二条中「得た額」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加える。

（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第五条 三重県人事委員会規則七・一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「臨時又は非常勤である者を除く。」を「であつて臨時又は非常勤の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員）以下「再任用短時間勤務職員」という。）（その他人事委員会の定める者を除く。）以外の職員」に改め、同条第三号中「なつた者」の下に「（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員その他人事委員会の定めるものに限る。）」を加える。

第四条中「非常勤の職員」の下に「（再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第四条の三及び第四条の四中「第二十一条第四項」を「第二十一条第五項」に改める。

第十三条を次のように改める。

(勤勉手当)

第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

- 一 法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(次号において「再任用職員」という。以外の職員 百分の百二十)
- 二 再任用職員 百分の六十

(調整手当に関する規則の一部改正)

第六条 三重県人事委員会規則七・二三(調整手当に関する規則)の一部を次のように改正する。

第三条中「同条例第二十一条第三項及び第四項」を「条例第二十一条第四項及び第五項」に改める。

(職員の定年等に関する規則の一部改正)

第七条 三重県人事委員会規則九・〇(職員の定年等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削る。

第五条第一項中「及び再任用職員を異動させる場合(条例第三条ただし書の職にある再任用職員を年齢六十年を定年とされている職に異動させる場合を除く。)」を削り、同条第二項中「前段」を削る。

第六条を削り、第七条中「各号の」を「各号のいずれか」に、「第六号又は第十号」を「又は第六号」に改め、同条中第七号から第十号までを削り、同条を第六条とする。

第八条中「第四号様式」を「第三号様式」に改め、「並びに前年五月一日以後の一年間における再任用及び再任用の任期の更新の状況を再任用及び再任用の任期更新状況報告書(第五号様式)により」を削り、同条を第七条とし、第九条を第八条とする。

附則第二項の表中「第四号」を「第三号」に改め、第二条第三号及び第五号の項を削り、

第六条第二項及び第七条 第一項第一号	を	第六条第一項第一号
第八条	を	第七条

に改める。

第三号様式を削り、第四号様式中「第4号様式」を「第4号様式(第7号様式)」に、「第8号」を「第7号」に改め、同様式を第三号様式とし、第五号様式を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第八条 三重県人事委員会規則二二・九(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第二条第二項第一号」を「第二条第二項第三号」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第九条 三重県人事委員会規則二三・二(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第一号中「八時間」の下に「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。))第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))にあつては、当該職員の条例第四条第三項に規定する四週間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同項の規定により勤務時間が割り振られた日の日数で除して得た時間」を加える。

第五条第一項中「第四条」を「第四条第一項ただし書の規定により週休日を設け、同条」に改める。

第八条の見出しを削り、同条第一項第一号中「日数」の下に「再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数。」を加え、同項第二号中「日数」の下に「この号に掲げる職員が再任用職員(法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。第四項において同じ。))である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数」とし、「」を加え、「基本日数」を「基本日数」に改め、同条第四項中「得た日数」の下に「同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数」とし、「」を加え、「基本日数」を「基本日数」に改め、同条を第八条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

(年次有給休暇)

第八条 条例第十三条第一項第一号の人事委員会規則で定める日数は、二十日に再任用短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数(一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあつては、百六十時間に条例第三条第二項により定められた再任用短時

間勤務職員の勤務時間を四十時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、八時間を一日として日に換算して得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、年の途中において新たに職員となった再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数とする。

第八条の二 前条の規定にかかわらず、労働基準法第三十九条第一項又は第二項に規定する継続勤務年数の計算に当たり法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第十三条第一項中「一時間」の下に「（再任用短時間勤務職員にあっては、一日又は一時間とする。）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第八条第一項に規定する一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員の年次有給休暇の単位は、一時間とする。

別表第一中「第八条」を「第八条の三」に改める。

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

人 事 規 則 教 育 規 則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）の規定に基づき、新たな再任用制度の実施に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

平成十三年三月三十日

三重県人事委員会委員長 古 市 直 巳
三重県教育委員会委員長 中 井 良 宏

三重県人事委員会規則 第四号
三重県教育委員会規則 第四号

新たな再任用制度の実施に伴う関係規則の整備に関する規則

（公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部改正）

第一条 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部

を次のように改正する。

第一条の三第二項中「得た額」の下に「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、その額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加える。

第五条第一項中「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改める。

第七条第一項第二号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を「地公法」に改める。
第八条に次の一項を加える。

2 再任用短時間勤務職員について、条例第十二条の二第一項の規定により支給する教職調整額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の教職調整額とする。

第十二条第一項及び第二項中「第十八条第二項」を「第十八条第三項」に改める。

第十三条の三第一項中「得た額」の下に「（再任用短時間勤務職員について、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加える。

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(再任用短時間勤務職員の給料月額の端数計算)

第十九条 再任用短時間勤務職員について、条例第十条の二第二項に規定する給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。
(公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第二条 公立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十五年^三三重県人事委員会規則 第一号)の一部を次のように改正する。
^三三重県教育委員会規則

第三条第二項中「第八条の二」を「第八条の三」に改める。

第八条の二を第八条の三とし、第八条の次に次の一条を加える。

(再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)

第八条の二 条例第十六条第二項第二号の規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、百分の五十とする。

(公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第三条 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和三十年^三三重県人事委員会規則 第二号)の一部を次のように改正する。
^三三重県教育委員会規則

第十一条に次の一項を加える。

3 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)に対する前項第一号の規定の適用については、同号中「九千二百円」とあるのは「九千二百円に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号)第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務割合」という。))を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。

第十五条に次の一項を加える。

3 再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「九千二百円」とあるのは「九千二百円に勤務割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。

第十八条に次の一項を加える。

4 再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「五千円」とあるのは「五千円に勤務割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。

(公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第四条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年^三三重県人事委員会規則 第二号)の一部を次のように改正する。
^三三重県教育委員会規則

部を次のように改正する。

第二条第二号中「または」を「又は」に、「臨時職員である者を除く。」を「であつて、臨時又は非常勤の職員(法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))その他県委員会が人事委員会と協議して定める者を除く。」以外の職員」に、同条第三号中「を除く」を「にあつては、再任用短時間勤務職員その他県委員会が人事委員会と協議して定める者に限る」に改める。

第四条中「職員」の下に「又は再任用短時間勤務職員」を加える。

第四条の二中「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に改める。

第十三条を次のように改める。

(勤勉手当の成績率)

第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。

一 法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(次号において「再任用職員」という。))以外の職員 百分の四十以上百分の九十以下

二 再任用職員 百分の六十以下

(公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第五条 公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年^三三重県人事委員会規則 第十号)の

部を次のように改正する。

第三条中「各号に掲げる額」の下に「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。))第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号)第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同条第一号中「中学校、小学校教育職給料表」を「中学校・小学校教育職給料表」に、「、その者の属する職務の級の最高の号給」を「当該職員の属する職務の級及びその級の最高の号給、地公法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員にあつては当該職員の属する職務の級とする」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 (第三条関係)

中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1	-	-	9,400	15,000
	2	5,000	5,400	9,800	15,400
	3	5,200	5,700	10,700	15,800
	4	5,400	6,000	11,100	16,300
	5	5,600	6,300	11,500	16,700
	6	5,900	6,600	12,400	17,100
	7	6,200	7,000	12,800	17,500
	8	6,500	7,300	13,200	17,900
	9	6,800	7,600	13,600	18,300
	10	7,100	7,900	14,000	18,700
	11	7,400	8,300	14,400	19,000
	12	7,700	8,900	14,800	19,400
	13	8,000	9,300	15,100	19,600
	14	8,300	9,700	15,500	19,900
	15	8,600	10,500	15,900	20,200
再任用職員以外の職員	16	8,800	10,900	16,300	
	17	9,100	11,300	16,700	
	18	9,400	12,100	17,100	
	19	9,700	12,500	17,400	
	20	9,900	12,900	17,700	
	21	10,200	13,300	18,000	
	22	10,400	13,700	18,300	
	23	10,600	14,000	18,500	
	24	10,800	14,400	18,700	
	25	11,000	14,700	18,900	
	26	11,200	15,000	19,100	
27	11,400	15,400			
28	11,500	15,700			
29	11,600	16,000			
30	11,700	16,300			
31	11,900	16,500			
32	12,000	16,800			
33	12,100	17,000			
34		17,200			
35		17,400			
36			17,600		
再任用職員		8,000	9,700	12,800	16,300

備考 1 この表の「再任用職員」とは、地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

2 この表の「再任用職員以外の職員」とは、職員のうち再任用職員以外の職員をいう。

別表第二 (第三条関係)

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	-	-	11,100	15,000
	2	5,000	6,300	11,500	15,400
	3	5,200	6,600	12,400	15,800
	4	5,400	7,000	12,800	16,300
	5	5,600	7,300	13,200	16,700
	6	5,900	7,600	13,600	17,100
	7	6,200	7,900	14,000	17,500
	8	6,500	8,300	14,400	17,900
	9	6,800	8,900	14,800	18,300
	10	7,100	9,300	15,100	18,700
	11	7,400	9,700	15,500	19,000
	12	7,700	10,500	15,900	19,400
	13	8,000	10,900	16,300	19,600
	14	8,300	11,300	16,700	19,900
	15	8,600	12,100	17,100	20,200
	16	8,800	12,500	17,400	
	17	9,100	12,900	17,700	
	18	9,400	13,300	18,000	
	19	9,700	13,700	18,300	
	20	9,900	14,000	18,500	
	21	10,200	14,400	18,700	
	22	10,400	14,700	18,900	
	23	10,600	15,000	19,100	
	24	10,800	15,400		
	25	11,000	15,700		
	26	11,200	16,000		
	27	11,400	16,300		
	28	11,500	16,500		
	29	11,600	16,800		
	30	11,700	17,000		
	31	11,900	17,200		
	32	12,000	17,400		
	33	12,100	17,600		
	34	12,300			
	35	12,400			
	36	12,500			
	37	12,600			
	38	12,800			
	39	12,900			
	40	13,000			
再任用職員		8,000	9,700	12,800	16,300

備考 1 この表の「再任用職員」とは、地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

2 この表の「再任用職員以外の職員」とは、職員のうち再任用職員以外の職員をいう。

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第六条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年三重県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第四条」を「第四条第一項ただし書の規定により週休日を設け、同条」に改める。

第九条の見出しを削り、同条第一項第一号中「日数」の下に「再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数。」を加え、同項第二号中「日数」の下に「この号に掲げる職員が再任用職員(地公法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。第四項において同じ。)である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数とし、」を加え、同条第四項中「日数」の下に「同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数」とし、」を加え、「基本日数」を「基本日数」に改め、同条を第九条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

(年次有給休暇)

第九条 条例第十三条第一項第一号の規則で定める日数は、二十日に地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。)第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数(一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、百六十時間に条例第三条第二項の規定により定められた再任用短時間勤務職員の勤務時間を四十分間で除して得た数を乗じて得た時間数を、八時間を一日として日に換算して得た日数(一日未滿の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、年の途中において新たに職員となった再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し、県委員会が人事委員会と協議して定める日数とする。

第九条の二 前条の規定にかかわらず、労働基準法第三十九条第一項又は第二項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地公法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第十五条第一項中「一時間」の下に「(再任用短時間勤務職員にあっては、一日又は一時間)」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第九条に規定する一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員の年次有給休暇の単位は、一時間とする。

別表第一中「第九条」を「第九条の三」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の第八条の二の規定の適用について、平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間においては同条中「十回」とあるのは「十一回」とする。

人 事 委 員 会 告 示

三重県人事委員会告示第一号

職員の選考の実施に関する権限の一部委任(昭和三十三年三重県人事委員会告示第三号)の一部を次のように改正し、平成十三年四月一日から施行します。

平成十三年三月三十日

三重県人事委員会委員長

古

市

直

巳

二を次のように改める。

二 委任する事項

非常勤の職への採用の選考

訓 令

三重県訓令第7号

庁 中 一 般
地 域 機 関

職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成13年3月30日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令

職員任免事務取扱規程（昭和40年三重県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「非常勤職員」の次に「(法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）」を加える。

別表採用の部教員の項中「看護短期大学」を「看護大学」に改め、同表採用の部現業の項中「号給」を「級号給」に、「技術員又は技能員」を「総括技術員、主任技術員又は技術員」に改め、同表再任用の部を次のように改める。

再任用	一 般	氏 名 三重県(ア)に再任用する (イ)を命ずる 職 級を給する 任期は 年 月 日までとする	再任用短時間勤務職員の場合は、(イ)、(ウ)又は(オ)の末尾に、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の内容を「(週 時間勤務)」と記入するとともに、任期の期間の次に当該職員の通常の勤務時間の内容（始業及び終業の時刻、休憩時間等を含む。）を記入する。
	教 員	氏 名 三重県公立学校職員に再任用する 県立看護大学(ウ)を命ずる 教育職 級を給する 任期は 年 月 日までとする	
	現 業	氏 名 (エ)に再任用する (オ)を命ずる 勤務を命ずる 現業職 級を給する 任期は 年 月 日までとする	
用	任期の更新	(職名) 氏 名 再任用の任期を 年 月 日まで更新する	
	任期の定めのない職員	(職名) 氏 名 任期の定めのない職員となつた	
	任期の満了	(職名) 氏 名 再任用の任期の満了により 年 月 日限り退職	
任期付の採用	第1号任期付 研究員	氏 名 三重県(ア)に任命する (イ)を命ずる（地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号による） 号給を給する 任期は 年 月 日までとする	
	第2号任期付 研究員	氏 名 三重県(ア)に任命する (イ)を命ずる（地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第2号による） 号給を給する 任期は 年 月 日までとする	
	任期の更新	(職名) 氏 名 任期を 年 月 日まで更新する	
	任期の満了	(職名) 氏 名 任期の満了により 年 月 日限り退職	

別表兼職（務）の部特別の職名を必要とする職の兼職の項中「㇗」を「カ」に改める。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

三重県訓令第8号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成13年3月30日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県職員の服務に関する訓令（昭和55年三重県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間、休憩時間及び休息時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間で知事が別に定める。

第8号様式に備考として次のように加える。

備考 三重県休暇決裁システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

毎週火、金曜日発行
購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)
1 箇月 2,700円
1 箇年 32,400円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成13年3月30日発行
津市広明町13番地
三 重 県
印刷・販売 伊藤印刷株式会社
〒514-0027 三重県津市大門32-13
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862